

神戸市会活性化に向けた改革検討会設置要綱（案）

（設置）

第1条 神戸市会における活性化の方策等について、広い視野から研究・検討を行うため、神戸市会活性化に向けた改革検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（構成及び会議等）

第2条 検討会は、議長、副議長、交渉会派の団長及び幹事長をもって構成する。

2 検討会に座長を置き、座長には議長が当たる。

3 座長は、会務を総理し、会議を招集し、議事を進行する。

4 座長に事故あるときは、副議長がその職務を代理する。

5 非交渉会派の代表者及びいずれの会派にも属さない議員は、オブザーバーとして会議に出席することができる。

6 座長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

7 構成員が会議に出席できないときは、当該会派から代理の者を出席させることができる。

8 会議は公開とし、傍聴に関しては、神戸市会委員会傍聴規則に準じて、これを遵守する者に許可するものとする。ただし、座長の判断により、会議を非公開とすることができる。

9 会議の議事録に関しては、委員会記録調製等要綱に準じて、要点筆記する方法で記録するものとする。

（部会）

第3条 検討会に、実務的な研究・検討を行うため、部会を置くことができる。

2 部会は、副議長、交渉会派の幹事長をもって構成する。

3 部会に部会長を置き、部会長には副議長が当たる。

4 部会長は、部会を招集し、議事を進行する。

5 部会は、必要に応じ、研究・検討の経過及び結果を検討会に報告する。

6 部会は非公開とする。

7 前条第5項から第7項までの規定は、部会にこれを準用する。

（庶務）

第4条 検討会（部会を含む。以下同じ。）の庶務は、市会事務局において処理する。

（補則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営等に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月 日から施行する。